

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	道路占用事務費	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	山崎	内線	2714
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	道路占用事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	28 年度	根拠	道路法（同施行令、施行規則）、荒川区道路占用料等徴収条例、荒川区道路占用規則	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	占用許可、占用許可に伴う工事調整及び道路監察を通じて、道路の公共性の確保及び安全性の確保などを目的とする。				
対象者等	公共事業者（東京電力、東京ガス、NTT、水道局、下水道局）、鉄道事業者、区民				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路占用許可 公益占用（電気、ガス、通信、水道、下水道）及び建築足場や看板などの一般占用について道路法に基づき許可</li> <li>占用料等徴収 占用許可したものについて、区条例に基づき占用料を徴収</li> <li>道路工事調整 区の道路工事及び占用工事の調整のため、年4回関係企業や警察署を集め調整会議を実施</li> <li>道路監察 道路の不法占用の是正指導、占用申請の指導、道路通行の安全性の確保、違反広告物の撤去などを目的とし、日々道路パトロールを実施</li> <li>道路工事施行承認 歩道の切り下げなど道路管理者以外の道路工事（自費工事）について承認</li> <li>特殊車両通行許可 車両制限令に基づき、20tを超える特殊車両について通行を許可。通行経路が2以上の道路管理者にまたがる場合は、上位管理者から協議</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用料については、固定資産税の評価替えに伴い概ね3年毎に改定している。（平成25年4月改定）（次回平成28年4月改定予定）</li> </ul>				
必要性	道路の公共性及び安全性を確保するために必要である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度路上放置物等処分業務委託（一般・産業廃棄物収集・運搬処理業務） 小岩工業（株） 平成24年4月から平成24年7月末 （有）那須野商店 平成24年9月から平成25年3月末 ※収集については、3ヶ月に1回</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,328	1,060	1,320	1,665	1,306	1,040	1,039	
①決算額（25年度は見込み）	878	497	885	770	607	375	1,039	
②人件費等	20,251	20,099	19,384	20,859	20,267	19,800		
③減価償却費				8,134	8,708	9,036		
【事務分担量】（%）	280	280	280	280	280	280		
合計（①+②+③）	21,129	20,596	20,269	29,763	29,582	29,211	1,039	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	531,287	543,336	540,594	608,328	611,275	608,326	611,272	
一般財源	-510,158	-522,740	-520,325	-578,565	-581,693	-579,115	-610,233	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
占用許可件数（大規模・小規模・一般）	1,968	1,868	1,868	1,615	1,916	1,733	2,000	
監察件数	23,296	26,703	26,703	31,009	16,949	13,569	20,000	
特殊車両許可件数	258	292	292	257	416	288	300	
道路幅員証明件数	42	32	32	34	20	23	35	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食糧費	道調会議、監督員会議	21	道調会議、監督員会議	16	道調会議、監督員会議	28
	一般需用	印刷製本、事務用品	133	印刷製本、事務用品	126	印刷製本、事務用品	170
	役務費	監察用携帯電話通話料	37	監察用携帯電話通話	36	監察用携帯電話通話	54
		路上放棄自動車リサイクル券	0	路上放棄自動車リサイクル券	0	路上放棄自動車リサイクル券	19
	委託料	不法投棄物処理委託	416	不法投棄物処理委託	198	不法投棄物処理委託	258
		路上放置物処分	0	路上放置物処分	0	路上放置物処分	510

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	占用許可件数	1,615	1,916	1,733	2,000	-	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	①災害時の道路占用物件について、よりスピーディーに状況確認し、早期の復旧が図れるようにする。 ②道路占用料の改定については、23区統一的に実施してきたが、平成17年度2区（千代田区・港区）、平成19年度2区（中央区・新宿区）、平成22年度1区（渋谷区）が独自に改定した。 統一的な改定を維持しながら、独自改定について検討を進める必要がある。 ③商店の商品が長期的かつ継続的に道路上に陳列されているため、不法占用対策が急務である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	道路占用企業者の防災対策を再確認し、連携して早期の災害対策が図れるよう進捗状況を確認をする。	道路占用企業者の防災対策を再確認し、連携して早期の災害対策が図れるよう進捗状況を確認をする。
②	他区と協議し、統一的に占用料の改定を実施する。また、独自改定について検討を進める。	他区と協議し、統一的に占用料の改定を実施する。また、独自改定について検討を進める。
③	1 警察、消防、保健所等関係機関と連携を図り、商店街等に対して指導の強化に努める。 2 「区報」等に掲載し、不法占用の改善に努める。	1 警察、消防、保健所等関係機関と連携を図り、商店街等に対して指導の強化に努める。 2 「区報」等に掲載し、不法占用の改善に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	推進	道路を適正な状態で管理するため、必要な事業である。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	屋外広告物事務費	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	山崎	内線	2714
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	道路占用事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	24年度	根拠	屋外広告物法、東京都屋外広告物条例、同施行規則、荒川区手数料条例	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	緑とうるおい豊かな生活環境づくり[08-01]			
目的	屋外広告物の表示、場所、方法などを規制することにより、良好な景観の形成、美観の維持、通行者に対する危険を防止する。				
対象者等	屋外広告物掲出者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物事務 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき区が処理する事務である。</li> <li>・広告塔や広告板、車体利用広告などの広告物については、区条例で定められた手数料を徴収する。</li> <li>・違反広告物除却協力員制度 区民ボランティアが違反広告物を撤去する。</li> <li>・日々の道路パトロールにより違反広告物への警告札の貼付及び簡易除却できるものの除却を行っている。</li> </ul>				
経過	平成11年12月	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例制定（施行平成12年4月）			
	平成12年3月	荒川区手数料条例制定			
	平成16年4月	屋外広告物許可手数料改正			
	平成17年12月	違反広告物除却協力員制度実施要綱制定			
	平成20年12月	東京都屋外広告物条例施行規則の一部改正 （看板等に貼付する許可済シール（標識票））			
必要性	良好な景観の形成、美観の維持、通行者に対する危険防止を図り、住み良い街づくりを推進するために必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ・違反広告物除却協力員は無償ボランティアで、はり紙だけを除却する。 （協力員証、腕章、ジャンパー、帽子等交付）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	119	173	471	77	217	223	166	
①決算額（25年度は見込み）	129	181	300	72	137	101	166	
②人件費等	11,953	11,887	11,567	12,627	12,284	12,054		
③減価償却費				6,972	7,464	7,745		
【事務分担当】（%）	240	240	240	240	240	240		
合計（①+②+③）	12,082	12,068	11,867	19,671	19,885	19,900	166	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	6,205	7,373	5,652	7,023	5,956	7,023	5,956	
一般財源	5,877	4,695	6,215	12,648	13,929	12,877	-5,790	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	屋外広告物許可件数	192	217	188	214	217	237	220
	違反広告物除却協力員数委嘱数(累計)	5(47)	30(77)	1(78)	13(91)	8(99)	1(92)	10(102)
	違反広告物除却件数(協力員除却)	11,493	5,907	7,224	9,638	8,961	4,416	8,000

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		食糧費	協力員打合せ会	6	協力員打合せ会	3	協力員打合せ会
一般需用費	協力員用消耗品	81	協力員用消耗品	52	協力員用消耗品	92	
	印刷製本	0	印刷製本	0	印刷製本	0	
手数料	保険料	50	保険料	46	保険料	60	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	協力員増数（現在員数）	13(91)	8(99)	1(92)	8(100)	120	毎年10名程度増員していく。
②	違反広告物除却件数（はり紙）	30,091	13,181	8,378	13,000	-	うち、違反広告物除却協力員による除却数（H21年度7,224件・H22年度9,638件・H23年度8,961件・H24年度4,416件）を含む
③							

問題点・課題 （分析）	①違反広告物（特に、張り紙・のぼり旗の増加）をどのようにして撤去していくか。 ②除却協力員制度の拡大を図る。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 違反広告物について、区民への啓発を図る。また、道路監察車パトロールにより、違反広告物の撤去活動を継続して実施していく。	同左
② 1 違反広告物除却協力員のネットワーク拡大を図る。 2 除却協力員打合せ会を通じて、協力員相互が組織的に活動できるような体制を整備する。	同左
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	屋外広告物を規制することは、良好な景観の形成等に貢献する事業である。

議会議況 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	道路管理システム運営費	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	山崎	内線	2714
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	道路管理システム運営費（01-04-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	12年度	根拠	（一財）道路管理センター協定書	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	多様な道路の地下埋設物件の管理事務を効率かつ迅速に行うため、国、東京都、23区等が出捐（荒川区は1,212,000円/平成3年）して（一財）道路管理センターを設立。同センターの運営・システム開発に要する経費を各団体が負担し、センターが開発したコンピュータ・マッピング技術を利用した「道路管理システム」を利用している。				
対象者等	（一財）道路管理センター、国・都・区市町村、電気・ガス・通信・水道・下水道などの公益事業者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路占用許可業務 占用許可申請書、添付図書等の記載内容を標準化し、書類の作成及び管理をコンピューターで処理することにより業務の省力化、高度化を図る。</li> <li>道路工事調整業務 図面と調書を標準化し、システムによる図面・調書の作成、オンライン端末を使用した道路工事計画の入力更新、検索及び施行状況確認等、道路工事調整業務の効率化を図る。</li> <li>道路占用物件管理業務 道路及び占用物件情報のデータベースの一元管理により、端末でのデータ検索や図面の出力を可能とし、業務の効率化を図る。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年3月 （財）道路管理センター設立</li> <li>平成3年6月 道路管理システム運用開始（出捐金は1,212,000円）</li> <li>平成11年9月 道路工事調整業務運用開始</li> <li>平成12年1月 道路管理センターと協定締結</li> <li>平成12年2月 端末機設置、入力開始</li> <li>平成12年4月 道路占用物件管理業務オンライン検索を開始。占用許可業務オンライン電子申請の運用開始 小規模占用については、来庁しての申請が必要なくなった。</li> <li>平成12年7月 道路占用物件状況図を出図、一般の閲覧に供した。</li> <li>平成18年5月 接続回線種類の変更（NTT Bフレットの利用開始）に伴う「ハードウェアの接続に関する覚書」締結</li> <li>平成19年7月 第3次ハードウェア更新・継続利用ソフトの改良を実施</li> <li>平成21年4月 新端末機設置（5年間長期継続契約済）</li> <li>平成24年4月 一般財団法人道路管理センターへ移行</li> </ul>				
必要性	道路占用工事をコンピュータで管理することで、最新の道路状況が把握でき、帳票類も簡素化できるなど事務の効率化に役立っている。また、電子申請制度の採用により、窓口業務の煩雑さの軽減という観点から必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	4,367	4,356	3,774	3,680	3,481	3,397	3,343	
①決算額（25年度は見込み）	4,233	4,128	3,589	3,524	3,314	3,371	3,343	
②人件費等	5,124	5,082	4,886	6,104	5,928	5,783		
③減価償却費				2,034	2,177	2,259		
【事務分担量】（%）	60	60	60	70	70	70		
合計（①+②+③）	9,357	9,210	8,475	11,662	11,419	11,413	3,343	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	9,357	9,210	8,475	11,662	11,419	11,413	3,343	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
大規模占用許可件数	341	343	339	222	290	286	300	
小規模占用許可件数	1,410	1,264	1,097	1,141	1,336	1,174	1,500	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	レーザープリンタ用	33	レーザープリンタ用品	104	レーザープリンタ用品	59	
	道路工事調整会議図	79	道路工事調整会議図面	110	道路工事調整会議図面	110	
	地下埋設物件図	0	地下埋設物件図	0	地下埋設物件図	14	
役務費	専用回線使用料	159	専用回線使用料	114	専用回線使用料	116	
委託料	端末機保守点検委託	282	端末機保守点検委託料	282	端末機保守点検委託料	283	
賃借料	端末機一式リース料	354	端末機一式リース料	354	端末機一式リース料	355	
負担金	運営負担金	2,407	運営負担金	2,406	運営負担金	2,406	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	大規模占用申請件数	222	290	286	300	—	
②	小規模占用申請件数	1,141	1,336	1,174	1,500	—	
③							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理センターの運営、システム開発経費はシステム参加団体が負担しているため、その予算、決算について適切な監視が必要である。</li> <li>・電線共同溝システムの運用開始に向けた環境整備が必要である。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理センター次年度予算原案の確認</li> <li>・継続的なシステム機能改善、開発要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理センター次年度予算原案の確認</li> <li>・継続的なシステム機能改善、開発要望</li> </ul>
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	継続	道路管理事務や占用企業者の申請業務など、事務の効率化のために必要である。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	占用工事道路復旧事業	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	小林	内線	2714
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	工事費(01-01-01) 道路復旧調査費(01-01-02) 事務費(01-01-03)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 28 年度	根拠	道路法、道路占用工事要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	企業者が行う占用工事について、復旧方法・構造・範囲・時期を適切に指導及び調整を行うことにより、道路の掘り返しを抑制し、効率的な工事施行と通行の安全を確保する。				
対象者等	荒川区道(平成25年4月現在) 延長：197,495m 面積：1,229,325㎡ 対象者：水道局・下水道局・東京ガス・東京電力・NTT				
内容	<p>1 復旧方法</p> <p>(1) 自費復旧：占用企業者自ら自費にて復旧する。</p> <p>(2) 受託復旧：占用企業者から本復旧費を徴収し、区が本復旧を行う。 一般工事による復旧(道路復旧工事) 応急復旧工事(道路応急復旧工事) ※受託については、占用工事の重複や道路全体で整備が必要と思われる場合に実施。</p> <p>2 復旧指導 占用工事毎に区担当者が現地の立会い、構造・範囲・時期の指導及び竣工検査を行う。</p> <p>3 調整業務 年4回の道路工事調整会議を行い、工事内容・工程・競合などを調整する。</p>				
経過	～平成10年度：道路課所管 平成11年度～：土木管理課所管 平成25年度～：施設管理課所管				
必要性	占用工事は、区民生活に必要なライフラインを整備するもので、占用工事を適切に指導・調整することは、円滑かつ効率的な工事施行による通行の安全と道路環境の向上につながり、必要不可欠なものである。				
実施方法	<p>( 2一部委託 ) ( 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路復旧工事：工事費の一部予算を道路公園課へ配付替し、道路改修工事と併せて復旧を実施。</li> <li>道路応急復旧工事：受託路線の掘削跡を対象とし補修工事を実施。</li> <li>道路復旧調査委託：道路公園課が執行する道路復旧工事の測量調査委託で、予算を道路公園課へ配付替し実施。</li> <li>企業者自費復旧工事：受託以外の復旧は、占用企業者自ら本復旧を実施。</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	90,882	81,076	80,217	69,794	115,050	43,433	43,870	
①決算額(25年度は見込み)	88,581	79,785	75,377	67,234	113,028	42,299	43,870	
②人件費等	18,664	18,534	17,104	18,487	17,969	17,579		
③減価償却費				8,134	8,708	9,036		
【事務分担量】(%)	290	290	290	280	280	280		
合計(①+②+③)	107,245	98,319	92,481	93,855	139,705	68,914	43,870	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	141,907	135,585	122,025	127,755	127,654	112,954	123,340	
一般財源	-34,662	-37,266	-29,544	-33,900	12,051	-44,040	-79,470	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
占用工事(自費復旧)調定金額	54,119	49,184	62,114	53,303	45,560	53,556	52,856	
占用工事(受託復旧)調定金額	87,789	54,949	59,911	74,451	82,094	59,398	70,484	
道路復旧工事実施路線数	7	8	7	7	12	2	3	
道路応急復旧工事実施件数	58	57	45	33	33	31	46	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用	消耗品費	43	消耗品費	11	消耗品費
	印刷製本費	175	印刷製本費	177	印刷製本費	427	
	委託料	3,056	測量調査	2,363	測量調査	2,253	
	工事請負	84,553	道路復旧工事	11,850	道路復旧工事	13,208	
		25,201	道路応急復旧工事	27,898	道路応急復旧工事	27,912	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	復旧指導件数	1,282	1,364	1,309	1,300	—	自費復旧、受託復旧の合計数
②	自費復旧指導件数	1,052	1,076	1,069	1,100	—	
③	受託復旧指導件数	230	288	240	200	—	

問題点・課題 (指標分析)	各占用企業者が大規模地震や需要の変化へ対応するための設備更新を早急に進めている一方、企業者間の調整や企業者工事と道路補修計画との調整による道路の掘り返し抑制が強く求められている。						
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各占用企業者の工事計画を早期に把握し、効率的に工事が施行されるよう指導及び調整に努める。	各占用企業者の工事計画を早期に把握し、効率的に工事が施行されるよう指導及び調整に努める。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	占用工事に伴う復旧整備は、道路を良好な状態に維持するために不可欠である。

議会議況(要旨)	
----------	--



事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	道路管理事務費	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	森	内線	2718
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	道路管理事務費（01-05-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	40 年度	根拠	道路法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	区道の認定・改廃、境界確定、不法占使用の解消等を行い、道路を適正に管理する。				
対象者等	区民等				
内容	1 区道の認定・改廃等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区道の認定・廃止</li> <li>・ 細街路拡幅整備要綱、市街地整備指導要綱等に基づく区域変更</li> <li>・ 区道敷等の土地の寄附申請受理</li> </ul> 2 区道及び法定外公共物を管理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路等の境界確定及び現地標示</li> <li>・ 道路工事施工時の区道区域に関する施工者への指導</li> <li>・ 区道等境界証明及び区道等区域証明の発行</li> <li>・ 補足測量、公共基準点の管理保全</li> </ul> 3 不法占使用対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認申請時による不法占使用の状況把握及び指導</li> <li>・ 不法占使用解消に伴う道路境界保全工事</li> <li>・ 法定外公共物の売払い申請受理</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成11年度から道路認定事務（一般道路）と補足測量事務等を統合し、道路管理事務費とした。</li> <li>・ 平成20年度から公共基準点の管理保全を行う。</li> </ul>				
必要性	区道等を適正に管理する。				
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	19,495	31,646	31,745	41,035	40,796	37,639	38,308
	①決算額（25年度は見込み）	16,605	30,418	24,100	35,389	35,915	36,712	38,308
	②人件費等	46,115	61,932	61,776	63,727	61,920	60,496	
	③減価償却費				24,983	26,746	27,752	
	【事務分担当】（%）	590	590	870	895	860	860	
	合計（①+②+③）	62,720	92,350	85,876	124,099	124,581	124,960	38,308
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	62,720	92,350	85,876	124,099	124,581	124,960	38,308	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	境界確定申請	130	142	110	141	113	171	—
	境界確定図・区域証明発行	1,147	1,110	1,152	1,268	1,232	1,437	—
	不法占使用の解消（道路保全工事）	13	14	12	28	29	28	—
	売払いによる不法占使用の解消	11	5	2	5	2	5	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		光熱水費	ガソリン代	47	ガソリン代	39	ガソリン代
一般需用費	現場消耗品等	1,583	現場消耗品等	1,584	現場消耗品等	1,442	
印刷製本費	地図・青焼製品	339	地図・青焼製品	95	地図・青焼製品	380	
物品修繕費	自動車等備品修繕	83	自動車等備品修繕	28	備品修繕	58	
委託料	補足測量委託等	4,747	補足測量委託等	5,121	補足測量委託等	5,995	
使用料及び賃借料					自動車リース	259	
工事請負費	不法占解消境界工事	29,108	不法占解消境界工事	29,653	不法占解消境界工事	29,925	
報償費			委員謝礼	187	委員謝礼	188	
食糧費			飲物	4	飲物	6	
役務費	公図複写手数料	1	公図複写手数料	1	公図複写手数料	3	
公課費	自動車重量税	7	自動車重量税	0			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	境界確定	119	122	114	118	120件	関係権利者の合意に基づく確定
②	不法占使用解消	28	29	28	28	20件	境界確定に基づく道路保全工事
③							

（問題点・課題）	①道路区域や官民境界の調査を行う敷地調査は、平成元年から15年度までに区内の50%の調査を実施した。しかし、多額の予算を必要とすることや、地籍調査への移行も含めて検討を要するため中断している。
	②不法占使用等により道路としての機能を消失し実体のない認定区道や法定外公共物について、用地の整理と有効活用を行うため廃道や払い下げの検討が必要になっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	国や都が奨励する1筆ごとの土地について地籍図と地籍簿を作成する地籍調査の実施に向けて検討を行う。	土地の境界が明確になることにより、災害時の迅速な復旧等に役立つか共に境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の売買・分合筆の円滑化が図られるため地籍調査の実施を目指す。
②	公共物としての機能を消失している法定外公共物の売払いや実態のない区道の取扱等について検討を行う。	機能を消滅した認定区道や法定外公共物を周辺と一体になった用地として有効活用することにより、開発や災害に強い街づくりを推進するため、売払いを積極的に検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
重点的に推進	推進	道路を適正に管理するため、必要な事業である。

議事要旨	【平成23年第二回定例会】 旧江川堀の整備について
------	---------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	道路台帳補正費	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	加納	内線	2718
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	道路台帳補正費（01-05-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	40 年度	根拠	道路法第28条	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	区道の認定・改廃及び細街路の拡幅整備事業等により、区域の変更があった箇所について道路台帳を補正し、道路を適正に管理する。				
対象者等	区民等				
内容	1 区道の認定・廃止・区域変更（細街路拡幅整備箇所・市街地整備箇所等の変更箇所）について、測量を実施し、道路台帳平面図及び調書を補正する。 2 細街路拡幅整備箇所等について図面化と求積を行い、区道等区域に編入するための図書を作成する。				
経過	昭和40年度：道路台帳現況平面図の調製を開始 平成11年度：道路認定事務（細街路）と道路台帳作成費を統合 平成12年度：道路管理センター端末による地下埋設物台帳平面図の閲覧開始				
必要性	道路法28条の規定により、道路管理者は道路台帳の調製・保管が義務付けられている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	13,966	13,995	13,995	14,398	13,665	13,013	12,250	
①決算額（25年度は見込み）	9,912	12,495	11,813	12,548	10,872	10,391	12,250	
②人件費等	12,748	3,934	2,565	3,488	3,388	3,304		
③減価償却費				1,162	1,244	1,291		
【事務分担当】（%）	185	50	35	40	40	40		
合計（①+②+③）	22,660	16,429	14,378	17,198	15,504	14,986	12,250	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	22,660	16,429	14,378	17,198	15,504	14,986	12,250	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	道路台帳補正延長（m）	6,500	5,583	6,216	6,000	6,850	6,883	—
	細街路等区域編入件数	158	121	105	103	97	102	—
	細街路等区域編入延長（m）	1,580	1,195	1,285	1,110	1,253	1,121	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	道路台帳補正委託	10,872	道路台帳補正委託	10,391	道路台帳補正委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	道路台帳補正（％）	100	100	100	100	100	変更部分の台帳補正
②							
③							

（問題点・課題）	道路台帳平面図における道路幅員の表示が側溝の内側表示になっているため、道路全幅員算出には道路台帳幅員に側溝幅（両側側溝の場合は20cm）を足し、発行の都度、相手方にこの説明が必要である。道路台帳平面図の表示を全幅員に変更することによって、説明が不要になり、勘違いも起こりにくくなり効率的な対応が可能になる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	道路台帳平面図の道路幅員を総幅員で表示するため図面の修正が必要になる。しかも一斉に切り替える必要があるためその作業の方法や委託方法等について検討を行う。	道路台帳平面図の幅員表示について修正委託を行い、台帳平面図を全幅員表示に一斉変更し公開する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
推進	継続	道路台帳の調製は道路法に規定され、区民生活に不可欠な重要な事業である。

況議（要旨）	質問状
--------	-----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	区民住宅管理運営	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	奥田	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	区民住宅管理運営費(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度)		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	7年度	根拠	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区民住宅条例及び施行規則	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	中堅所得層世帯を対象とした居住環境が良好な賃貸住宅として供給している区民住宅の管理運営を行う。				
対象者等	区民住宅入居可能世帯：235世帯 新規入居者の主な条件①申込者本人(20歳以上)が区内に在住又は在勤②所得金額が基準内であること③世帯員全員が住民税及び国民健康保険料(税)を滞納していないこと④現に住宅を必要としていること				
内容	1 入居者管理…募集、資格審査、使用料等収納 2 施設維持管理…清掃、設備保守点検、一般修繕、空き室修繕、共用部点検 3 施設概要(1)借上型住宅①西日暮里三丁目住宅(西日暮里3-7-6, H7管理開始, 鉄骨造5階建, 37戸) ②東日暮里六丁目住宅(東日暮里6-8-13, H9管理開始, SRC造5階建, 24戸) ③町屋八丁目住宅(町屋8-5-16, H10管理開始, 鉄骨造5階建, 40戸) (2)買取型住宅①町屋五丁目住宅(町屋5-9-2, H10管理開始, SRC造22階建, 134戸) ※高齢者・障害者区営住宅併設(1-3階)				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成4年10月19日「荒川区借上区民住宅(特定優良賃貸住宅)募集要綱」を制定</li> <li>平成10年4月1日入居者負担額の毎年上昇率を5%→3.5%へ変更</li> <li>平成13年4月1日「荒川区民住宅等の使用料等に係る滞納整理事務処理要綱」制定</li> <li>平成14年3月1日「荒川区民住宅共益費取扱要綱」制定</li> <li>平成14年3月 入居者条件の緩和</li> <li>平成16年4月1日維持管理を東京都住宅供給公社へ委託、住宅使用料等の口座振替開始</li> <li>平成18年4月1日東京都住宅供給公社を指定管理者制度で指定</li> <li>平成18年7月1日東京都住宅供給公社に滞納整理業務を委託</li> <li>平成21年4月1日東京都住宅供給公社を指定管理者制度で指定</li> <li>平成23年4月1日使用料の改定(市場家賃調査に基づき減額)</li> <li>平成23年4月1日多子世帯に対する支援を開始(月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で試行)</li> <li>平成24年4月1日株式会社東急コミュニティーを指定管理者制度で指定</li> </ul>				
必要性	人口の都心回帰により、区の人口は20万人を超え、制度の目的である定住化が進み、政策的な役割が達成された。しかしながら、町屋五丁目住宅は区が所有しており、将来的に住宅として管理することとなるため、有効活用を図る必要がある。また、借上住宅の管理期間は、法令により、「10年から20年以下の範囲内で定めること」と定められており、荒川区民住宅条例施行規則において20年と規定している。このため、20年を超える管理はできないので返還に向けた準備を行う必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				
	建物の維持管理は指定管理者が行い、入居手続、使用料徴収、入居者管理等は区が行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	62,356	65,648	69,355	69,832	75,126	64,865	108,014	
①決算額(25年度は見込み)	58,739	60,920	62,076	59,780	68,591	62,039	108,014	
②人件費等	17,310	16,765	16,656	19,237	18,695	18,276		
③減価償却費				7,989	8,553	8,874		
【事務分担量】(%)	267	262	264	275	275	275		
合計(①+②+③)	76,049	77,685	78,732	87,006	95,839	89,189	108,014	
国(特定財源)	31,327	30,173	26,946	24,480	8,508	5,954	4,071	
都(特定財源)	16,428	14,801	12,613	10,823	0	0		
その他(特定財源)	196,411	192,727	188,177	188,579	176,910	189,205	179,836	
一般財源	-168,117	-160,016	-149,004	-136,876	-89,579	-105,970	-75,893	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
区民住宅戸数	235	235	235	235	235	235	235	
新規入居者数	12	11	10	3	6			

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		光熱水費	共用部電気・水道料	6,685	共用部電気・水道料	7,820	共用部電気・水道料等
一般需用	維持管理用消耗品	56	維持管理用消耗品	59	維持管理用消耗品等	210	
役務費	強制執行費用	791	強制執行費用等	799	収納手数料	30	
委託料	維持管理業務委託	45,306	維持管理業務委託	38,286	維持管理業務委託	82,277	
使用料及負担金補償還金利	住宅管理システムリース	1,679	住宅管理システム	1,679	住宅管理システムリース	1,679	
	防災センター負担金	11,880	防災センター負担金	12,925	防災センター負担金	13,745	
	西三退去者返還敷金	336	西三退去者返還敷金	377	西三退去者返還敷金	1,032	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	入居率（%）	79.5	79.1	73.8	67.9	77.5	(365or366*235-空室期間)/(365or366*235)※稼動日数割合
②	現年度の収納率	95.8	97.6	99.1	99.1	100	
③							

（問題点・課題分析）	<p>経済の低成長が長期化する中、中堅所得層が傷んでおり、住宅使用料が上昇する傾斜家賃制度（住宅使用料が毎年度3.5%ずつ増加する）に対する理解が得られにくい状況となっている。</p> <p>また、制度発足当初と比べ地価が下落し、市場金利も低水準で推移していることから、自己の住宅を取得し退居するケースも増えており、空室増加の要因となっている。</p> <p>再三の催告によっても、滞納使用料等の回収が困難な事例がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>特優良事業未実施区…練馬区、足立区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民住宅の空き家対策について検討する。	区民住宅の空き家対策について、必要な対策に取り組む。
②	使用料の滞納について、督促等により早期の回収に努めるほか、悪質なものについては法的措置により債権回収を行う。	同左
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	入居率の向上や滞納額の減少に向けた取組が必要

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	借上区民住宅	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	中山	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	借上区民住宅借上料（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	7 年度	根拠		
終期設定	● 有 ○ 無	29 年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	民間事業者から賃貸住宅を借上げ、中堅所得の世帯を対象とした居住環境が良好な賃貸住宅を供給することにより、区の定住人口の確保を図る。				
対象者等	借上型区民住宅入居可能世帯：101世帯 入居要件①申込者本人が、成年者（20歳未満の既婚者を含む）であること②申込者本人が区内に在住又は在勤、又は荒川区に在住の1親等の親族（姻族）がいること③所得金額が基準内であること④現に住宅を必要としていること⑤世帯全員が住民税及び国民健康保険料を滞納していないこと⑥現に同居し、同居しようとしている家族の人数が、1人以上いること⑦申込者（同居しようとする者を含む）が暴力団員でないこと				
内容	次の住宅を一括借上げする。 ①西日暮里三丁目住宅（西日暮里3-7-6, H7管理開始, 鉄骨造5階建, 37戸） ②東日暮里六丁目住宅（東日暮里6-8-13, H9管理開始, SRC造5階建, 24戸） ③町屋八丁目住宅（町屋8-5-16, H10管理開始, 鉄骨造5階建, 40戸）				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 7年 4月 1日 西日暮里三丁目住宅借上開始</li> <li>平成 9年 4月10日 東日暮里六丁目住宅借上開始</li> <li>平成10年 3月20日 町屋八丁目住宅借上開始</li> <li>平成17年 4月 1日 借上料の改定</li> <li>平成23年 4月 1日 借上料の改定</li> </ul>				
必要性	人口の都心回帰により、区の人口は20万人を超え、制度の目的である定住化が進み、政策的な役割が達成された。また、借上住宅の管理期間は、法令により、「10年から20年以下の範囲内で定めること」と定められており、荒川区民住宅条例施行規則において20年と規定している。このため、20年を超える管理はできないので返還に向けた準備を行う必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 借上住宅所有者に対し、前月末日までに毎月の借上料を支払う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	171,600	171,600	171,600	171,600	170,760	170,760	170,760	
①決算額（25年度は見込み）	171,600	171,600	171,600	171,600	170,760	170,760	170,760	
②人件費等	171	169	814	872	847	826		
③減価償却費				291	311	323		
【事務分担量】（%）	2	2	10	10	10	10		
合計（①+②+③）	171,771	171,769	172,414	172,763	171,918	171,909	170,760	
国（特定財源）	20,880	19,200	19,130	17,040	8,981	6,949	5,743	
都（特定財源）	9,981	8,761	8,027	6,581	0	0		
その他（特定財源）	119,992	111,273	108,047	105,208	100,311	97,906	111,639	
一般財源	20,918	32,535	37,210	43,934	62,626	67,054	53,378	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区民住宅戸数（借上住宅）	101	101	101	101	101	101	
	新規入居者数（借上住宅）	7	3	5	1	1	2	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
賃借料	住宅借上料	170,760	170,760	住宅借上料	170,760	住宅借上料	170,760

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	入居率(%)	77.4	71.3	66.8	61.0	71.8	(365or366*101-空室期間)/ (365or366*101)※稼動日数割合
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	傾斜家賃制度(住宅使用料が毎年度3.5%ずつ増加する)等を原因とした、退去により空室が増え、区の負担が増加している。このため、入居要件の緩和や空室の有効活用を検討する必要がある。
他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区) 特優良の未実施は練馬区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民住宅の管理期間(20年)満了を見据え、借上区民住宅の返還を検討する。	—
②	区民住宅の空室の有効活用を検討する。	区民住宅の空室の有効活用について、密集事業の代替住宅等に取り組む。
③	使用料の滞納について、督促等により早期の回収に努めるほか、悪質なものについては法的措置により債権回収を行う。	同左

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	継続	住宅対策審議会に諮問し答申を踏まえ検討する。

議会議況(要旨)	
----------	--



事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	都営住宅相談・募集事務	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	松嶋	内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	都営住宅募集事務費（01-02-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	27 年度	根拠	都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	都営住宅の相談窓口を常設するとともに地元割当事業の実施及び都の一般募集時の区民の利便性の向上を図ることなどを通して、所得の低い区民・都民の住宅セーフティネット確保と居住の安定化を支援する。				
対象者等	入居資格 ①都内に居住 ②所得基準内 ③住宅困窮者 ④その他（父子・母子・多子、高齢者、心身障害者世帯等）				
内容	1 都営住宅に入居を希望する区民の常設相談窓口の設置 2 都の募集時（年間4～5回）の申込書配布・相談窓口・申込書の記入方法の説明 3 地元募集に係る事務 ①周知・申込書等作成 ②相談・受付・審査・抽選 ③資格審査（再審査）、入居に係る事務				
経過	昭和27年度 地元市区町村による相談・募集・申込・受付（地元割当て3割） 昭和37年度 同（地元割当て2割） 昭和41年度 申込先・受付については都に変更（郵送による申込）（地元割当て除く） 昭和43年度 日常の相談業務、通常の募集に係る申込用紙の配付及び地元割当ての募集・受付・決定は区の実施と再確認（都区財調：基準財政需用額算定の中で規定）				
必要性	都営住宅は、荒川区内に23団地・3,877戸（22年3月都営住宅団地一覧（東京都作成）による）、区内では約1,400団地・約26万戸がストックされ、区内住宅戸数の約5%を占めるなど、区民・都民の住宅セーフティネットとして定着しており、事業の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 窓口を開設することで、日常の相談に応じている。年に4回ある都の定時募集時には、職員全員が対応できる体制を講じて、窓口・電話で相談に応じている。 地元割当てについては、区主体の事務として、周知・申込書作成、受付、抽選、資格審査等を行う。				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	189	189	189	189	191	189	145
	①決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	71	0	145
	②人件費等	5,366	4,070	4,602	4,046	3,480	4,659	
	③減価償却費				1,743	2,333	2,904	
	【事務分担量】（%）	120	105	95	60	75	90	
	合計（①+②+③）	5,366	4,070	4,602	5,789	5,884	7,563	145
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,366	4,070	4,602	5,789	5,884	7,563	145
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	地元割当募集戸数	0	0	0	0	3	0	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	募集事務用品消耗品	69	募集事務用品消耗品	0	募集事務用品消耗品
	使用料	会場使用料	1				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	募集案内配布数	9,955	7,850	8,584	8,800	—	区において配布した数
②							
③							

(問題点・課題分析)	区内の応募倍率が高いため、地元割当の住戸数を確保する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都に地元割当ての戸数を増やすように働きかける。	同左
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	東京都の低額所得者向けの住宅施策について協力していく。

況議会(要旨)問状	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3  
No1

事務事業名	住宅対策審議会	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	松嶋	内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	住宅対策審議会費（01-04-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	8 年度	根拠	荒川区住宅基本条例、荒川区住宅対策審議会規則	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区長の附属機関として、区の住宅施策に関する重要な事項を審議する。 【区の主要な住宅施策】 ・市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業による都市型住宅の供給 ・災害時の避難や消防活動の円滑化・安全で快適な住環境を確保するため、細街路整備事業を推進 ・木造住宅密集市街地の不接道宅地の改善をはかる荒川区近隣まちづくり推進制度の推進 ・密集住宅市街地整備促進事業による共同住宅の供給 ・区民住宅供給による区内定住化の促進 ・木造住宅耐震補強の推進				
対象者等					
内容	・区の住宅に関する施策について重要な事項を審議する。 ・住宅対策審議会委員数 15人以内（学識経験者、区議会議員、区民、区職員）				
経過	平成19年度 第10回住宅対策審議会開催（「荒川区における新たな住宅政策のあり方」を諮問） 第11回住宅対策審議会開催（諮問事項について審議） 平成20年度 第12回～第14回（諮問事項について審議）第15回（「荒川区における新たな住宅政策のあり方」について答申）				
必要性	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の付属機関として必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 区の重要な住宅施策に関して諮問し答申を得るため、次の手続きにより実施する。 ①荒川区住宅基本条例第16条及び荒川区住宅対策審議会規則第2条の規定による荒川区住宅対策審議会委員の委嘱、又は任命 ②審議会委員の招集、会議 ③荒川区住宅対策審議会規則第3条の規定による会長、職務代理者の選任				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	616	681	374	373	374	732	757	
①決算額（25年度は見込み）	231	498	0	0	0	0	757	
②人件費等	1,281	2,118	0	0	1,270	0		
③減価償却費				0	467	0		
【事務分担量】（%）	15	25	0	0	15	0		
合計（①+②+③）	1,512	2,616	0	0	1,737	0	757	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,512	2,616	0	0	1,737	0	757	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3  
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	0	委員報酬	0	委員報酬	654
	旅費	委員の交通費	0	委員の交通費	0	委員の交通費	56
	需用費	食糧費、消耗品費	0	食糧費、消耗品費	0	食糧費、消耗品費	22
	使用料					会場使用料	25

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	住宅対策審議会の開催	—	—	—	開催	—	重要な住宅施策の審議のため必要に応じ開催
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	なし
他区の状況	(実施 9 区 未実施 13 区) 設置している区 新宿区・文京区・北区・目黒区・世田谷区・中野区・豊島区・板橋区・足立区

問題点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
①	なし
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。

況議会 (要旨) 問状	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住宅マスタープランの推進	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	松嶋	内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 4 年度				
終期設定	○ 有 ● 無	年度	根拠法令等	荒川区住宅基本条例、東京都住宅基本条例、東京都住宅マスタープラン、東京都地域住宅計画、住生活基本法、住生活基本計画（全国計画）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	荒川区基本構想に掲げる「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指し、良好な住環境・コミュニティの形成などを促進し、子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域社会を築くことを目的に、新たな住宅施策の基本となる計画として策定した本計画に位置づけられた施策・事業について、進行管理を行い具体化を図る。				
対象者等					
内容	<p>【改定主旨】</p> <p>平成18年6月に従来の住宅建設計画が廃止され、「住生活基本法」を制定。これを受け国は「住生活基本計画」を策定し、都は新たな「東京都住宅マスタープラン」を策定した。新たな住宅施策の基本的な方向は「量の確保から質の向上」や「ストックと市場の重視」等であり、区においてもこれらを踏まえた全面改定を行った。</p> <p>【基本目標】</p> <p>下町の暮らしやすさを活かした安心と幸福を実現できる住宅・住環境づくり</p>				
経過	<p>平成4年7月 第一次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成3年度～平成12年度）</p> <p>平成12年3月 第二次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成13年度～平成22年度）</p> <p>平成19年度 住宅マスタープラン策定に関する業務委託</p> <p>荒川区住宅対策審議会に「新たな住宅政策のあり方」について諮問</p> <p>平成20年12月 荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅政策のあり方」について答申</p> <p>平成21年3月 第三次住宅マスタープラン策定</p>				
必要性	誰もが安心して暮らせる「幸福都市あらかわ」の実現に向けて、新たな住宅施策を総合的・体系的に推進していくための基本計画として必要である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>①荒川区住宅対策審議会による住宅マスタープランの改定について検討・審議</p> <p>②パブリックコメントの募集 ⇒ 区民意見等の反映</p> <p>③荒川区住宅対策審議会答申 ⇒ 住宅マスタープラン改定</p> <p>④社会情勢の変化、計画の進捗状況等により必要に応じて見直す。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	5,000	8,438	—	—	—	—	—	
①決算額（25年度は見込み）	4,709	7,387	—	—	—	—	—	
②人件費等	4,270	4,235	2,036	872	847	826		
③減価償却費				291	311	323		
【事務分担量】（%）	50	50	25	10	10	10		
合計（①+②+③）	8,979	11,622	2,036	1,163	1,158	1,149	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	8,979	11,622	2,036	1,163	1,158	1,149	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	住宅マスタープラン策定進捗率	—	—	—	—	—	平成20年度改定
②							
③							

（指標分）	・改定住宅マスタープランは、平成30年度までの10ヵ年計画としているが、将来の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 改定状況 9年度：新宿区、台東区 10年度：渋谷区、足立区 11年度：北区・江戸川区 12年度：葛飾区、江東区、大田区、品川区、練馬区、目黒区 13年度：港区、杉並区、墨田区、世田谷区、中央区、中野区 14年度：文京区、豊島区 15年度：千代田区 16年度：目黒区、板橋区、世田谷区 17年度：足立区、台東区、墨田区 18年度：中央区、新宿区、杉並区 19年度：豊島区、中野区 20年度：北区、江東区 21年度：板橋区、墨田区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会情勢の変化、計画の進捗状況及び関連計画との整合性等必要に応じて見直しを行う。	同左
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	社会情勢の変化等必要に応じて見直しを行う。

況議（要質問旨）	平成15年2定 「新たな住宅マスタープランの策定について」
----------	-------------------------------

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	日暮里駅前イベント広場等の運営管理	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	遠藤	内線	2714
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	18 年度	根拠	道路法、道路交通法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	市街地再開発事業等の推進[12-04]			
目的	ひぐらしの里の再開発事業や日暮里駅前広場の再編により、日暮里駅前イベント広場が整備された。区が、このイベント広場を活用したイベントの運営管理を行うことで、イベント広場の適正な使用を促進するとともに、さらなるにぎわいの創出と地域の活性化を図る。				
対象者等	区民、区内事業者及び区外からの来客者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路及び再開発ビル公開空地（民地）からなるイベント広場を適切に使用していくため、道路管理者として交通管理者・再開発ビル管理組合と連携を図り、円滑なイベント運営を支援する。 交通広場 約6,400㎡（平成8年8月23日都市計画決定） うち、イベント広場 約850㎡（道路：約500㎡、公開空地：約350㎡）</li> <li>・ イベントのスケジュール管理や使用に関する一般的な案内を行う。</li> </ul>				
経過	<p>平成13年12月 ひぐらしの里中央地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定</p> <p>平成14年3月 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定</p> <p>平成14年度 日暮里駅交通結節点調査検討会（～平成15年度）</p> <p>平成18年度 復旧形態を建設局・警察・交通局と協議し、都区の課長級で確認書</p> <p>平成19年度 警視庁協議を通じて復旧線形を調整し、各復旧主体が整備工事を実施</p> <p>平成20年度 日暮里駅前イベント広場完成。イベントでの使用を開始（再開発組合が管理）</p> <p>平成23年3月 再開発事業完了に伴い、再開発組合から各管理者に財産移管</p> <p>平成23年9月 都道の管理について、区と第六建設事務所で管理協定締結</p> <p>平成24年4月 公開空地の使用について、区と再開発ビル管理組合で協定締結</p> <p>平成24年5月 日暮里駅前イベント広場等使用要綱施行（5月1日～） 日暮里駅前イベント広場掲示板設置</p> <p>平成25年4月 日暮里駅前イベント広場等使用要綱一部改正（4月1日～）</p>				
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント広場では、地元の団体を中心として各種イベントや盆踊りなどが行われており、区として、道路を活用した地域活性化イベントを支援する必要がある。</li> <li>・ 利用者の利便性を高めるため、窓口の一本化を図り、円滑な運営管理を行う必要がある。</li> </ul>				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>イベント時のイベント広場の運営管理は、主催団体を後援する所管課が行う。 （使用申請等の窓口対応、掲示板等の情報更新、イベント実施者への指導） イベント時以外の維持管理は、道路は道路管理者が、公開空地は再開発ビル管理組合が行う。 イベントのスケジュール管理は施設管理課が行う。</p>				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	—	—
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
	②人件費等	2,989	1,694	1,629	1,308	8,469	6,196	
	③減価償却費				436	3,110	2,420	
	【事務分担量】（%）	35	20	20	15	100	75	
	合計（①+②+③）	2,989	1,694	1,629	1,744	11,579	8,616	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,989	1,694	1,629	1,744	11,579	8,616	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	イベント広場でのイベント実施回数	—	42	45	50	50	年間50回を目標とする
②							
③							

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区として、イベント広場の効果的な活用方法を検討する必要がある。</li> <li>・イベント広場及び掲示板の使用実態や手続き、管理方法等を踏まえ、今後の運営管理主体を検討する必要がある。</li> <li>・イベント広場でのイベントは、地元が主催するものも多いことから、イベント広場や掲示板の円滑な使用のため、再開発ビルの管理組合や地元のまちづくり団体と連携を図る必要がある。</li> </ul>
他区の実況	(実施 区 未実施 22 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係所管による協議会を開催し、活用方法や運営管理主体についての方針を検討する。	25年度に検討した内容に基づき、運営管理を行う。
②	要綱施行後の様々な取り決めや問題点を整理し、運営管理手順に反映する。	既往の手順から生じる課題等について協議し、適宜修正を加えながら運営管理を行う。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	運営管理を適切に行っていく。

況議会(要質旨問状)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年三定 日暮里駅前交番が世界の玄関にふさわしいものとなるよう働きかけを</li> <li>・平成19年一定 駅前広場に音楽広場を設置すること</li> <li>・平成20年三定 日暮里駅前広場整備について</li> <li>・平成21年二定 日暮里駅前イベント広場の有効活用</li> <li>・平成22年二定 成田新高速鉄道のオープニングイベントを日暮里駅前イベント広場で行うこと</li> </ul>
------------	--



# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	地籍調査事業	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	大木
		担当者名	尾下	内線	2718
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	地籍調査事務費（01-05-03）				
事務事業の種類	● 新規事業（● 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	25 年度	根拠	国土調査法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、道路の公共用地を適正に管理する。				
対象者等	区民等				
内容	<p>○地籍調査とは                      国土調査法に基づき、区内全域において、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査・測量を実施し、地籍図と地籍簿を作成する。                      区部においては、一筆の面積が小さく調査、立会に多くの時間を要することから、道路の官民境界を先行して調査することが一般的である。</p> <p>○効 果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共物管理の適正化</li> <li>・ 万一の災害時における復旧・復興の迅速化</li> <li>・ 境界をめぐるトラブルの未然防止</li> <li>・ 土地の売買・分合筆の円滑化</li> <li>・ 課税の適正化、公平化 等</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年度 （社）全国国土調査協会加入（予定）</li> <li>・ 平成26年度～ 地籍調査開始（街区基準点測量）</li> </ul>				
必要性	区道等を適正に管理する。				
実施方法	（1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	—	55
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	55
	②人件費等	—	—	—	—	—	—	—
	③減価償却費	—	—	—	—	—	—	—
	【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	—	—
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	55
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	55
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費					地籍調査関連図書購	25
	その他負担金					国土調査協会会費	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	街区基準点測量（％）	－	－	－	0	1	西日暮里五・六丁目街区
②	官民境界先行調査（％）	－	－	－	0	0	27年度以降順次調査
③							

(問題点・課題分析)	<p>地籍調査は、管轄登記所等関係機関との調整や測量、立会、データ整理等に多くの期間を要する。調査作業量を年間10haした場合、荒川区の面積1,020haを調査するのに約100年を要することになり多くの弊害が生じる。担当職員を増員してでも積極的に調査を進めていく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>渋谷区以外の区は地籍調査に着手している。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	来年度地籍調査実施に向けての準備補助金申請	地籍調査1年目であることから、区画整理地区の西日暮里五・六丁目付近の基準点測量を実施。次年度以降は計画的に順次街区先行型で官民境界の調査を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	重点的に推進	地籍調査を行うことで、公共物管理の適正化や災害時における復旧、復興の迅速化を図ることができるため重点的に推進する必要がある。

況議会(要旨)問状	
-----------	--